

Vol.37 行政連携

生活困窮者自立支援事業における 地方自治体との連携

大阪生活困窮問題対策本部 委員 小野 順子

1. 生活困窮者自立支援法の施行

2015年4月1日、生活困窮者自立支援法が施行されました。これは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（生活困窮者。同法2条）に対し、地方自治体が相談及び各種サポート事業を行い、国がそれに対して財政支援を行うことを定めた法律です。

これにより、全国の地方自治体（町村については福祉事務所を設置するところ。以下「自治体」）に対し、**生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金支給事業の実施が義務づけられ、市町村の窓口には生活困窮者のための総合相談窓口が設置されることとなりました。**なお、自治体が行う事業として同法が定めるものは、上記2つの必須事業のほかに、任意事業（オプション）として、**生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業、認定生活困窮者就労訓練事業**があります。

2. 「懸念」と「期待」

この生活困窮者自立支援事業は要するに、「生活保護利用までには至らないが、その一歩手前の人に対し、生活面全般について伴走型支援をする」という趣旨で始まったものです。

当本部は、この事業に対し、「懸念」と「期

待」を持ちました。

「懸念」とは、本来、すぐに生活保護を利用すべき人までもが、「もう少しがんばってみよう」とばかりに、この生活困窮者自立支援事業の枠組みへ押しやられてしまい、この事業が「水際作戦」強化（生活保護費削減）のために「活用」されてしまうのではないか、ということです。（もちろん、就労支援や子どもの学習支援は生活保護利用者にとっても必要な場合がありますが、それは生活保護をまず受給し、生活を安定させてからのことです。）

「期待」とは、生活困窮者の中には、多重債務やDVなど、法的な問題を抱えている人が少なくないと思われることから、弁護士がこの事業に関与していくことによって、その人達に迅速かつ的確に法的サービスを届けることができるのではないか、ということです。

そこで、当本部では、生活困窮者のための総合相談窓口を設置する自治体に対し、大阪弁護士会との連携を呼びかけることにしました。営業マンかと思ふような会員の活躍により、複数の自治体がこの呼びかけに関心を示してくださいました。私達は、声をかけてくださった自治体へ1つ1つ伺い、当本部の取組みを説明し、どのような連携が可能かを相談しました。どの地方自治体の担当者も、**生活困窮者の支援のために法律家が必要だ**、ということは共通して感じておられたように思います。

3. 地方自治体と 大阪弁護士会との連携

連携事業を始めるに当たっては、高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）が行っている「地域包括支援センター等法律支援事業」を参考にして、各自治体ごとに担当弁護士（1ないし2名）を決め、「顔の見える関係」を構築することとしました。

連携事業の内容は、各自治体によって細部が異なりますが、おおむね、月1回、担当弁護士が自治体の相談窓口へ赴き、法的問題を抱える市民からの相談を担当職員同席のもとで聞いたり、または担当職員からの相談を聞いたり、テーマを決めてミニ学習会を行ったりする、というものです。そのほか、随時の電話相談などにも対応しています。

現在、大阪市（大阪市は各区ごとに総合相談窓口が設置されており、3区ずつ8グループに分けて、延べ16名の会員が担当している）、茨木市、東大阪市、交野市、箕面市などで連携事業を開始しており、現在、開始にむけて相談中の地方自治体も複数あります。

4. 相談内容の特徴

相談内容は、やはり多重債務に関するものが多い状況です。そのほか、家賃を滞納して明け渡しを迫られている、離婚を考えているがどのように進めていったらいいかわからない、といった相談が寄せられています。

相談内容自体は、一般の法律相談でも遭遇するようなものですが、「3日後に明け渡しの強制執行が断行される」といった切羽詰まった相談や、複数の問題が絡み合って複雑化した相談が多いのが特徴です。担当している会員は、「もっと早く相談してくれたらよかったのに…」と思

うこともしばしばです。それだけ、これまで法律家に接する機会がなかった人が多いということでしょう。

地方自治体の担当職員にお聞きしたところでは、これまでは「市役所の無料相談があるから」とか「法テラスに電話してみても」とかアドバイスするものの、その後、どうなったのか分からない状態になることが多かったそうです。この連携事業を活用することにより、職員も法律相談に立ち会うこととなり、その後も（ご本人の同意を得た上で）職員と弁護士が連絡を取り合い、情報交換をしながら進めることができるので、ご本人の継続的な支援がしやすい、また、弁護士に気軽に質問ができるので助かる、と、好評をいただいています。

一方で、我々からみて生活保護受給の要件を明らかに充たしているにもかかわらず、「生活保護の申請に行ったら、受けられないと言われて、こちら（生活困窮者自立相談支援事業の総合相談窓口）を紹介された」などという、当本部が有していた「懸念」が現実化している事例も散見されます。自治体の中の生活保護申請の窓口とも連携して、「水際作戦」が起こらないようにすることも会員の責務です。

5. 今後の課題

この連携事業に関心を示してくれる自治体も徐々に増えており、今後も実施自治体が増加していくのではないかと考えています。生活困窮者自立支援法や生活保護法の知識を持ち、切羽詰まった相談にもフットワーク軽く対応できて、複数の問題を抱えた生活困窮者に粘り強く寄り添える、そんな弁護士が求められています。自治体の期待を裏切らないよう、私たち自身が自己研鑽に努めることも必要です。